

平成29年第5回上三川町議会定例会会議録

平成29年12月5日（火）

1 目 目

（議案上程審議、一部採決、委員会付託）

平成29年12月5日～12月14日

町議会定例会会議録

平成29年12月5日第5回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に召集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第78号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度上三川町一般会計補正予算（第4号）） |
| 日程第4 | 議案第79号 上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第80号 上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第6 | 議案第81号 上三川町明治南コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第82号 上三川町坂上コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第83号 上三川町本郷北コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第84号 上三川町明治コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第85号 上三川町大山コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第86号 上三川町西汗コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第87号 上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第88号 上三川町こども発達支援センターの指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第89号 上三川町本郷地域福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第90号 上三川いきいきプラザの指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第91号 上三川町農村環境改善センターの指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第92号 上三川町農産物加工所の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第93号 平成29年度上三川町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第19 | 議案第94号 平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第20 | 議案第95号 平成29年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第21 | 議案第96号 平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第97号 平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第23 | 議案第98号 平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第24 | 議案第99号 平成29年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号） |

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

平成29年第5回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待申し上げます。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成29年第5回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は16人です。

○議長【津野田重一君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【石戸 実君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、平成29年8月分から10月分までの3カ月分、及び平成29年10月に実施された定例監査結果報告が提出されております。

次に、組合議会関係では、平成29年第4回小山広域保健衛生組合議会定例会審査結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、8番・稲川 洋君、9番・石崎幸寛君を指名いたします。

○議長【津野田重一君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。13番、議会運営委員長、松本 清君。

(13番・議会運営委員長 松本 清君 登壇)

○13番・議会運営委員長【松本 清君】 平成29年第5回上三川町議会定例会の会期報告をいたします。

本日招集されました平成29年第5回町議会定例会の運営について議長より諮問され、11月10日及び28日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果についてご報告をいたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案22件で、一般質問通告者につきましては8人であります。

会期につきましては、本日12月5日から12月14日までの10日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案を全て上程し、議案第78号については、承認案件のため、質疑・討論の後、採決をお願いいたします。

次に議案第79号から議案第92号までについては、提案説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

議案第93号から議案第99号までの補正予算については、提案説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

2日目及び3日目は一般質問を行います。一般質問は、くじで決定した順により、2日目4人、3日目4人といたしました。

4日目から6日目までは休会といたします。

7日目及び8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、常任委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

9日目は休会といたしますが、各常任委員会の審査結果報告書の作成日としましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

10日目を最終日として、各委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思っております。また、最終日に議会運営委員会の視察研修結果報告、及び閉会中の所掌事務調査の採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から14日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から14日までの10日間と決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第3、議案第78号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて(平成29年度上三川町一般会計補正予算(第4号))」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第78号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」、ご説明いたします。

「平成29年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、平成29年10月22日に実施されました衆議院議員総選挙の執行に要する経費について、緊急施行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、10月2日付で専決処分を行ったものでございます。

歳入につきましては、県支出金で総務費委託金を、繰入金で財政調整基金繰入金の増額補正をし、歳出につきましては、総務費で衆議院議員総選挙費の増額補正をいたしました。

この結果、歳入歳出予算の総額に1,314万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を114億9,370万6,000円としたものでございます。

以上で説明を終わります。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。14番、稲葉 弘。

○14番【稲葉 弘君】 14ページなんですけども、総選挙費用ということで今回、補正なんですけども、この中で、一般財源ということで344万5,000円ということで計上されておりますけれども、この内容というのはどういう内容なんですか。国、県から970万ということ言っていますけども、この一般会計財源ですね、この内訳、どれが入るのか、わかればお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、お答えいたします。

県支出金970万、一般財源344万5,000円ということで、こちらにつきましては、歳出の予算総額、そちらの足りない分を一般財源から出しているもので、どの部分に一般財源を充てましたという形ではございませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありますか。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 ちょっと今の答弁だと、何に使って、どこへ使ったということがわからないということでしょうか、それとも、選挙にこっだけ使ったということの明確さが出てこないということなのでしょうか、お答えくれますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 私が申し上げましたのは、例えば、14ページ、15ページが歳出予算でございますが、そのうちの、例えば、職員手当費が一般財源で出ていますというような分け隔てをしているわけではございませんので、県支出金の970万円で足りない分、歳出予算の全てを含めて足りない分に一般財源を充てていますというご説明でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、私がちょっと計算して165万1,294円という差額が出るんですが、これがこの中の何に使ったかということで振り分けてあるということではないのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 議長、確認をお願いしたいんですが、ただいま議員がおっしゃった百七十何万というのは、ちょっと私のほうでは、どこの部分を指しているのかわからないので、その確認をお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 7ページに、これ、補正が載っているでしょう、補正額が。それと下に今度は支出合計が載っているわけですよ、これを差し引くとそういう計算になるんですが、違いますか。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 そうしますと、再度確認いたしますが、7ページの歳出前の額、2段目の164万2,000円、こちらをご指摘しているのをございますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 じゃあ、この一番最初の4ページ、5ページに載っている額を差し引くとそういうことになりませんかと聞いているんです。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、もう一度お願いします、わかりやすく。

○10番【勝山修輔君】 ですから、7ページに、補正額の額と、最初に載っている額と見比べた差額を私は言っているつもりなんです、違いますかということを知っているんです。

○議長【津野田重一君】 ちょっと理解、大丈夫ですか、総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 それでは、7ページの表でご説明いたします。補正前の額、4項選挙費でございますね、164万2,000円、こちらは選挙費でも、選挙管理委員会とか常時啓発費とか、そちらの当初予算が合わせて164万円ございました。それに今回の補正で1,314万5,000円、こちらがこのたびの衆議院総選挙費用として補正したものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、この衆議院議員にかかった総額はこれだけあったよということで理解していいんですか。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、こちら、補正予算でございますので、決算はこの額より下がるかと考えてございます。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第78号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて(平成29年度上三川町一般会計補正予算(第4号))」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第78号は承認することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第4、議案第79号「上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制

定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第79号「上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、町のスポーツ振興を図るため、桃畑緑地公園野球場のうち、A球場を小学生以下の男子と中学生以下の女子に限り、硬式野球場として利用させるため、本条例の一部を改正するのでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取り扱いをお願いいたします。

質疑はありませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 この硬式野球場を使用させる場合ということで、運動広場の2分の1、ここまで使うということでございますが、これらの境界線上の安全管理はどのような方法で行うのか、人を配置して、南側の運動広場のほうから人が侵入できないように人を配置するのか、それとも、トラロープ等、あるいは簡易な柵を講じて人の侵入を防ぐように対策しているのかどうか、この安全対策面についてお伺いしますとともに、改正後の硬式野球場の使用料についてですが、1面1時間につき410円とありますが、410円でよろしいのかどうか。私はちょっと410円じゃふぐあいじゃないかなというふうに思っていますが、その辺のところをお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 ただいまのご質問の1点目の安全対策ですが、安全対策につきましては、まだ決定ではございませんが、園路に工事用バリケードとか、そういうもので園路のところを安全環境をいたします。園路に人が入らないような安全環境にいたします。

それと、運動広場については、A面とB面の境目に表示をすることを考えております。硬式野球使用中の表示をすることを考えております。

それと、利用料金につきましては、野球場、A球場1面の料金と運動広場半面の料金を合わせて利用料金として徴収することを考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 安全対策面については、人の侵入がなされないような状況で行っていただきたいと思います。運動広場の南側と北側には看板を設置してというふうな、表示をしてということでありましたが、これでは人が侵入する可能性が十二分にあるというようなことで、私としては、表示のほかにトラロープでも西から東へ張っておくような安全管理をして、ここからは入っちゃだめですよという

ふうな状況にしておくべきなのじゃないかなというふうに思います。

それと、使用料金についてでございますけども、硬式野球場1面1時間につき410円というふうな表示になっていたものですから、運動広場の2分の1、1時間1面につき410円もプラスして820円にするべきだなというふうに思っていましたけども、今の答弁では、両方足したお金、820円が1時間につきの利用料だというふうなお答えなので、これについては了解いたしました。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第5、議案第80号「上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について」から日程第12、議案第87号「上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第80号「上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について」から議案第87号「上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」まで関連がありますので、一括してご説明いたします。

本案件は、平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間の満了を迎えます。平成30年4月1日から平成33年3月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として関係地元コミュニティ推進協議会を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 議案第80号ということで、石田コミュニティセンター、それと81号の明治南コミュニティセンター、それと82号、坂上コミュニティセンターの各利用者数ですね、どのぐらいの利用者があるのかということと、それとあと指定料金、どのぐらい出しているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問、まず、各施設の利用状況ということですが、具体的な利用人数につきましては、申しわけありませんが、把握しておりません。利用日数でご報告いたします。石田コミュニティにつきましては244日、明治南コミセンにつきましては134日、坂上コミュニティセンターが207日、本郷北コミュニティセンターが358日、明治コミュニティ推進協議会

が308日でございます。

次に、各コミセンの指定管理料でございますが、こちらにつきましては、この議会での議決後、手続に入りますので、現在では確定ではございませんが、一応、予定の金額としましては、石田コミセンが60万円、明治南コミセンが60万円、坂上コミュニティセンターが60万円、本北コミセンが80万円、明治コミセンが90万円を予定してございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第13、議案第88号「上三川町こども発達支援センターの指定管理者の指定について」から、日程第15、議案第90号「上三川いきいきプラザの指定管理者の指定について」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第88号「上三川町こども発達支援センターの指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として、社会福祉法人こぶしの会を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第89号「上三川町本郷地域福祉センターの指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間の満了を迎えます。平成30年4月1日から平成33年3月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として、本郷コミュニティ推進協議会を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第90号「上三川いきいきプラザの指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間の満了を迎えます。平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間、施設を管理運営する次期指定管理者として、日本水泳振興会・環境整備・ALSOK双栄・岩原産業グループを指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 議案第90号のいきいきプラザの指定管理なんですけども、指定管理料はどれぐらい予定しているのかということと、指定管理者が自主事業等を含めた収入についてはどの程度見込んで指定管理料を決めているのか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、指定管理料は幾らかということですが、今回の指定管理料、5年間総額で5億6,480万1,000円を予定しております。

また、2点目の自主事業の収入の見込みということですが、自主事業につきましては、指定管理料とは別のものということですので、今回の指定管理者の公募の中では見込んでおりません。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 この指定管理料については、毎年、毎年、予算を組んで今までやってきたわけですが、指定管理料イコールではないですけども、指定管理料プラス、それより上回った事業の収入ということが一番望ましいということで、よくネットなんかでは、ほかの市町村のが載っております。そうした中で、平成29年度はまだ出ていないでしょうけども、平成28年度の実績等について、できれば報告願いたいと思います。お願いします。

○議長【津野田重一君】 自主事業についてですか。

○6番【志鳥勝則君】 いや、日本水泳振興会が指定管理料をいただいていきいきプラザを管理していますよ。そうした中で、自主事業を含めた収入がどれぐらいあったのかと、その比較をしたいと思いますので、お伺いしております。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 自主事業を含めての利益ということですが、自主事業につきましては、指定管理料とは、先ほど申し上げましたように、別ということですので、こちらとしては現在、数字としては持っておりません。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 全国の日本水泳振興会が管理している、指定管理者となっている施設ですが、地方自治体では、この収入と管理料を比較した一覧表というものがネット上で公表されております。そうした中で、第三者評価委員会、外部評価の人が、適当な、良好な運営をしているかどうかということで評価して、それを市民に知らせるためにネット上で市民に公開しているというような市町村もありますので、公開できるような性質のものであると思います。この辺のところを比較しながら指定管理料が幾らかかるんだよということで、収入と管理料を比較しながら指定管理料を決めているのが他町村の状況でありますので、この辺のところは、ぜひとも数字を捉えて、今後、公表していただきたいなというふうに思っております。

この指定管理料については税金で賄っているものでありますから、決して公表ができないというふう

な内容のものではないと思います。現に、ほかの市町村で公表しているところもありますので、今後、このような指定管理料が妥当かということで評価するに当たって、資料を求めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 議案第88号のこども発達支援センターの件なんですけれども、管理者も新しくかわるということなんですけど、今まで下野市にある、こぼと園に通っていた子どもたちがこちらのほうに移動してくるような形になると思うんですけども、その子どもたちがスムーズにこちらに移動できるというか、前のこぼと園のほうがいいとか、そういう意見とか、そういう感じの話はありましたでしょうか、その辺、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

以前、こぼと園に、現在通われているお子さんたちが、来年4月以降、このこども発達支援センターに通うというお話をさせていただいたかと思いますが、その後、こぼと園との協議、あるいは、現在、通われているお子さんたちの保護者の方たちとお話をさせていただいたところ、最終的に来年4月以降も、現在通われているお子さんたちの保護者の方のご希望に沿った形で、引き続き、こぼと園に通えるようなお話は、下野市のほうと協議が整ったところでございます。

にしてもですね、その選択肢としまして、こぼと園に通いながら、また、別な日にこども発達支援センターのほうもご利用いただけるような形をとっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 そうすると、この発達支援センターのほうに、まるっきり変えますよという人数というのは、どのぐらい、今のところはあるんですか。やっぱり、こういう発達障がいとか、いろいろある子どもたちというのは、環境が変わるといのはあまり望ましいことじゃないというか、そのお子さんにとっては、環境が変わるといことがちょっと苦痛になるんじゃないかなというふうに思うこともあるんですけど、近くなると言えば近くなるので、親御さんとしては助かると思うんですけど、こちらに決定しますみたいな人数というのは、掌握はできているんでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 現在、4月以降の利用者については、今後、利用の希望とかもございまして、人数については今後決まってくるものでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第16、議案第91号「上三川町農村環境改善センターの指定管理者の

指定について」、及び日程第17、議案第92号「上三川町農産物加工所の指定管理者の指定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第91号「上三川町農村環境改善センターの指定管理者の指定について」、及び議案第92号「上三川町農産物加工所の指定管理者の指定について」は、関連がありますので、一括してご説明いたします。

本案件は、平成30年3月31日をもって指定管理者の指定期間の満了を迎えます。平成30年4月1日から平成33年4月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として、公益財団法人上三川町農業公社を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第18、議案第93号「平成29年度上三川町一般会計補正予算(第5号)」から、日程第24、議案第99号「平成29年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第93号「平成29年度上三川町一般会計補正予算(第5号)」について、主なものをご説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するために、当初予算に見込むことができなかったもの、額の確定、もしくは確定見込みのものを補正するとともに、今後の財政運営の安定性及び健全性に配慮することとして編成したものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金では、障害者自立支援給付費に係る負担金及び社会保障・税番号制度に係る補助金の増額補正をし、保育園整備に係る補助金の減額補正をいたします。

県支出金では、主に障害者自立支援給付費に係る負担金、及び保育園整備に係る補助金の増額補正をいたします。

歳出につきましては、職員構成の変動等による人件費の補正のほか、総務費では、主に防犯灯の維持管理に係る経費及び社会保障・税番号制度に係る委託料の増額補正をいたします。

民生費では、主に障害者福祉費の扶助費及び前年度の子どものための教育・保育給付費、国庫負担金

等の確定による国・県負担金の返還金等の増額補正をいたします。

衛生費では、予防接種費助成に係る交付金等の増額補正をいたします。

農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額補正をいたします。

土木費では、主に公共下水道事業特別会計への繰出金の増額補正をいたします。

教育費では、主に第3子以降子育て支援費補助金の増額補正をいたします。

この結果、補正予算の総額は9,431万4,000円の増額となり、補正後の平成29年度一般会計予算を115億8,802万円とするものでございます。

次に、議案第94号「平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金金の減額、歳出では職員構成の変動等による職員給与費の減額及び社会保障・税番号制度システム改修費等による増額などで、歳入歳出362万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億678万8,000円とするものでございます。

次に、議案第95号「平成29年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、国・県負担金及び一般会計繰入金等の増額、歳出では、介護予防・日常生活支援総合事業給付費等の増額によって、歳入歳出694万9,000円を増額し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億777万円とするものでございます。

次に、議案第96号「平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金金の減額、歳出では、職員構成の変動による職員給料の減額、及び職員手当等の増額などで歳入歳出13万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,483万9,000円とするものでございます。

次に、議案第97号「平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、主に町債の減額、歳出では、主に委託料及び公有財産購入費の減額のため、歳入歳出それぞれ434万2,000円を減額し、総額を12億1,236万8,000円とするものでございます。

次に、議案第98号「平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入では、繰入金金の減額、歳出では会計間の異動等に伴う人件費の減額のため、歳入歳出それぞれ210万8,000円を減額し、総額を3億1,289万2,000円とするものでございます。

次に、議案第99号「平成29年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

収益的支出における補正増額34万円の内容は、会計間の異動等により手当等を増額するものでございます。また、資本的支出における補正増額22万3,000円の内容につきましても、会計間の異動等により手当の増額をするものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

○議長【津野田重一君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 私の発言の訂正をさせていただきます。

先ほど、議案第79号「上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」の案件につきまして、志鳥議員からご質問のあった、硬式野球としてグラウンドを使用する場合の利用料金についてですが、私の発言の中で、野球場1面と運動広場2分の1面、合わせて利用することで410円というような誤解を招く発言がありましたが、正確には、野球場1面410円と、運動広場2分の1面410円の、合わせて820円ということで、志鳥議員が最後にご確認されたとおりでございますので、訂正をお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 議案第90号におきまして、志鳥議員からご質問いただきました今回の指定管理者料についてのご質問でございましたが、先ほど私の答弁の中で、5億6,480万1,000円ということでお答えいたしました。こちらの金額につきましては、いわゆる指定管理者が公募する中で提案してきた額でございます。今回の公募に当たりましては、これ以外に別途の精算費用としまして、修繕費、光熱費を別途計上するということになっております。そちらの金額も加えまして、指定管理費の総額といたしましては、5年間で10億3,981万円となっております。訂正させていただきます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、議案第93号「平成29年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の12ページ、13ページをお開き願います。

まず、2の歳入につきましてご説明いたします。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金、補正額3,655万円の増額につきましては、障がい福祉サービス及び障がい児通所施設の利用者の増に伴いまして増額補正するものでございます。

同じく第2項国庫補助金、1目総務費補助金、補正額401万円につきましては、社会保障・税番号制度システム改修のための事業が追加になり、それに伴い補助金が増額となったため補正するものでございます。2目民生費補助金、補正額5,054万円の減額につきましては、ふざかしおひさま保育園

分園の保育所等整備につきまして、当初、国庫補助金として補助を見込んでおりましたが、県補助金への振りかえのため7,955万円の減額、大山保育所で補助単価の見直しによりまして2,940万円の増額等により補正するものでございます。

第14款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金、補正額1,827万5,000円の増額につきましては、障がい福祉サービス及び障がい児通所施設の利用者の増に伴いまして増額補正するものでございます。

同じく、第2項県補助金、1目民生費補助金、補正額8,946万4,000円の増額につきましては、1節社会福祉費補助金で、重度心身障害者医療費の増に伴いまして168万5,000円、2節児童福祉費補助金で、第3子以降保育料免除事業で、対象者の増によりまして69万7,000円を、また、先ほど説明いたしましたふざかしおひさま保育園分園の保育所等整備で、国庫補助金から県補助金への振りかえのため8,708万2,000円を、それぞれ増額補正するものでございます。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額344万5,000円の減額につきましては、事業の確定見込みにより繰入額を減額するものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 歳出予算の事項別明細の説明に入る前に、給与費明細書の説明を行います。補正予算書の26ページ、27ページをお開きください。

なお、総括で給与費明細書のほうを説明した後は、各事項別明細書の中では給与費関係の説明を省略いたしますので、ご了承願います。

それでは、説明いたします。

26ページ、補正予算給与費明細書、一般職、(1)総括。表の下段、比較の欄をごらんください。

給与の39万6,000円の減額につきましては、年度途中における職員の退職等によるものでございます。

職員手当86万3,000円の増額は、職員構成の会計間の異動、また時間外手当の支給見込みの増額等によるものでございます。

共済費の994万8,000円の減額につきましては、早期退職者に伴う退職手当特別負担金の減額等によるものでございます。

次に、職員手当の内訳を説明いたします。

比較の欄でございます。管理職手当41万5,000円の増は、対象者の増に伴うものでございます。扶養手当120万5,000円の増額は、対象者の増によるものでございます。通勤手当13万5,000円の増は、対象者の増によるものです。いずれも会計間の異動等に起因するものでございます。

次に、時間外勤務手当405万1,000円の増額の主なものとしましては、町税費においては、軽自動車税の税区分の細分化による事務量の増加、また、戸籍住民費では、窓口延長業務の増加によるものでございます。児童福祉費では、保育所民営化に伴う事務の増加、公害対策費としては、ごみ減量・分別説明会等による事務量の増でございます。

期末手当303万円の減額につきましては、職員構成の会計間異動によるものでございます。

下の段にございます勤勉手当232万円の減につきましては、職員構成の会計間の異動によるものでございます。住居手当22万3,000円の減は、対象職員の減によるものでございます。児童手当63万円の増は、対象人員の増によるものでございます。

以上で給与費明細の説明を終わります。

次に、補正予算書の14ページ、15ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、5目防犯費、補正額430万円の増でございます。内容としましては、11節需用費、光熱水費が250万円の増、修繕費が180万円の増でございます。光熱水費の増につきましては、防犯灯の電気料単価、防犯灯につきましては1基当たり幾らという東電との契約でございます。そちらが9月の料金改定に伴いまして、蛍光灯につきましては230円から300円に、LED灯につきましては125円から170円に値上げされたことにより、不足が生じるものでございます。修繕料につきましては、防犯灯の修繕件数が急増していることにより不足が生じたため増額するものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、7目財政管理費、25節積立金でございます。補正額310万円。これにつきましては、事業費の確定見込みに伴いまして財政調整基金に310万円を積み立てるものでございます。11目情報管理費、19節負担金、補助及び交付金の1,000円の増額でございますが、個人番号制度、中間サーバーの利用で、税理士への支払いが、省令の改正によりまして7月から負担金から交付金へ移行されたことにより変更するものでございます。1,000円の増額でございますが、これにつきましては、利用料が負担金と交付金に割り当てられたことによりまして1,000円未満の額が生じたということによるものであります。利用料の総額は変わるものではございません。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 続きまして、同じページの下段でございます。第3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報管理費についてご説明いたします。13節委託料ですが、国の女性活躍の視点に立った制度の整備に伴い、マイナンバーカード、通知カード、住民票の写し等の旧姓併記を可能にするよう住民基本台帳システムの改修を行うものです。作業期間は今年12月から来年9月までの予定で、今年度はシステムの分析及び設計で343万4,000円を増額補正するものでございます。補助率は10分の10でございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 続きまして、16、17ページをお開きいただきたいと思います。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正額7,746万7,000円。まず1節の報酬費でございますが、地域自立支援協議会の1回分の開催に伴いまして、委員報酬9万4,000円を増額するものでございます。13節委託料17万3,000円の増額につきましては、社会保障・税

番号制度に伴い、障がい者福祉システムの更新に要する経費でございます。20節扶助費につきましては、まず、障がい者自立支援給付費としまして、障がい福祉サービス、それから障がい児通所施設等の利用者の増に伴いまして7,310万円を増額するものでございます。もう一つ、重度心身障がい者医療費につきましては、医療費の増加に伴いまして410万円を増額するものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 続きまして、4目上三川いきいきプラザ管理費の補正についてご説明いたします。

補正額229万円の増額は、15節工事請負費で、いきいきプラザ浴室の脱衣室床の改修工事に係る経費でございます。現在、脱衣室の床の一部が、男性用、女性用、ともに湿気によりまして腐食、穴があいている状態でございます。早急な改修が必要な状況となっており、これまでも数年おきに部分的な修繕を行ってまいりましたが、一時的な修繕にとどまり、同様の腐食を繰り返しているため、このたび、根本的な改善を図るため床全面の改修、張りかえを行うものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 続きまして、5目老人福祉費、28節繰出金32万7,000円につきましては、国民健康保険事業特別会計362万9,000円の減額は、職員異動等によるもの、介護保険事業特別会計409万2,000円の増額は、介護予防・日常生活支援総合事業給付金等の増額によるもの、後期高齢者医療特別会計13万6,000円の減額は、職員異動等によるものです。

以上です。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額137万3,000円でございます。12節の役務費3,000円の補正増につきましては、坂上小学校学童クラブで現在、使用しております携帯電話の名義変更に必要なとする手数料でございます。13節委託料206万3,000円につきましては、まず、システム更新としまして、社会保障・税番号制度の施行に伴いまして、児童福祉システムの更新に要する経費17万3,000円を増額するものでございます。もう1点が、上三川小学校、本郷北小学校の第二学童クラブの工事設計料として189万円の増額を計上したものでございます。15節工事請負費につきましては、本郷北小学童クラブの既存のエアコンの修繕工事に要する経費としまして、113万7,000円を計上したものでございます。

続きまして、3目保育所費、補正額971万6,000円でございますが、19節負担金、補助及び交付金としまして、補助金、保育所設置費助成としまして、大山保育園に助成する補助金でございますが、補助対象工事費、それから補助単価の見直しに伴いまして1,430万円を減額するものでございます。もう1点、特定教育・保育施設等助成事業でございますが、こちらはふぎかしおひさま保育園分園ですが、別な場所へ、現在、ゆいのわ保育園として整備中でございますが、そちらの補助単価の増額に伴いまして780万円を増額補正するものでございます。23節償還金、利子及び割引料1,621万6,000円につきましては、国・県負担金、それから国・県補助金、どちらにつきましても28年

度分の精算に伴いまして返還金が生じたものでございます。

18、19ページをお開きいただきたいと思います。

4目大山保育所費、補正額49万4,000円でございます。こちらは7節の賃金で、臨時保育士の賃金として29万円を増額補正するものでございまして、こちらは1月から3月分まで、特に忙しいお昼寝の時間までの4.5時間、1名分を計上したものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費の補正についてご説明いたします。

まず、1目保健衛生総務費の13節委託料の補正額8万7,000円の増額につきましては、平成29年度社会保障・税番号制度システム整備に伴う健康管理システムの改修に係る経費でございます。

続きまして、2目予防費の19節負担金、補助及び交付金の補正額31万2,000円の増額は、償還払いにより支払われます任意予防接種の助成に係る交付金が当初見込みを大きく上回り、今後の支出に支障を来すことが見込めるため増額補正を行うものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 20、21ページをお開き願います。

続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、5目農地費の補正額962万1,000円の減額でございますが、これは28節繰出金によるもので、農業集落排水事業特別会計における繰越金の額が改定いたしましたことにより減額するものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 続きまして、第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費の一番下の段、13節委託料の補正額36万2,000円につきましては、未登記の事務処理を行うための嘱託登記業務委託費に不足が生じたため増額補正するものでございます。

次に、第2項道路橋梁費、4目橋梁維持費、13節委託料の補正額50万円につきましては、橋梁長寿命化計画の法定点検業務委託におきまして、道路管理者との協議により、協議資料の作成及び交通規制管理等が必要となったために増額補正するものでございます。

次に、第4項都市計画費、1目都市計画総務費、28節繰出金につきましては、公共下水道事業の増額に伴いまして、公共下水道特別会計への繰出金を615万8,000円、増額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 22、23ページをお開きいただきたいと思います。

第10款教育費、第1項教育総務費、4目幼稚園費、補正額139万3,000円。19節の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらは第3子以降子育て支援費におきまして、対象者数の増加に伴

う増額補正ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、2段下になります。同じく第10款第3項中学校費、2目教育振興費でございます。補正額38万1,000円の増額につきましては、19節負担金、補助及び交付金、スポーツ・文化振興奨励費になります。この費用は、中学校の部活動において、関東大会以上の各種大会に参加する生徒及び指導者の経費の一部を支援するものです。今年度の交付金申請がまとまりましたので、大会参加者14名分の参加費や旅費、宿泊費等の経費の一部38万1,000円をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

第5項保健体育費についてご説明いたします。1目保健体育総務費、11節需用費3万円の増額補正につきましては、今年度7月よりスポーツ推進委員3名、内訳としましては、今年度増員予定の2名と、前年度末で退職しました委員の補充として1名を委嘱したところですが、このうち補充委員1名分のトレーニングウェアなどの活動服の購入費が不足することから増額補正をするものです。

以上です。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、第14款第1項1目予備費の6万5,000円の増額につきましては、端数調整でございます。

以上をもちまして、平成29年度上三川町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 続きまして、議案第94号「平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。

第10款第1項繰入金、2目一般会計繰入金362万9,000円の減額は、会計間の職員異動等によるものです。

次のページ、12ページ、13ページをお開きください。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費のうち、2節給料、3節職員手当等、4節共済費のそれぞれの減額は、会計間の職員異動によるものです。11節需用費4万9,000円は、国保新制度対応のため被保険者証等の追加印刷です。13節委託料17万3,000円は、マイナンバー制度に伴うシステム改修でございます。

続きまして、議案第95号「平成29年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目地域支援介護予防事業交付金67万8,000円と、第5款第1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金76万円と、第6款県支出金、第2項県補助金、第1目地域支援介護予防事業交付金34万円と、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、2目地域支援介護予防事業繰入金34万円、さらに、第8款第2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金59万3,000円につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費増額に伴う増額でございます。

説明が飛びましたが、一番上の枠になります、第4款第2項4目事業費補助金48万6,000円につきましては、システム改修費補助金でございます。

2つ枠を飛びまして、第8款第1項5目その他一般会計繰入金、補正額375万2,000円については、1節職員給与費等繰入金300万6,000円は、会計間の職員異動等によるものであり、2節事務費繰入金74万6,000円はシステム改修によるものでございます。

次のページ、12ページ、13ページをお開きください。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、補正額423万8,000円につきましては、2節給与費、3節職員手当等、4節共済費等は会計間の職員異動等によるものでございます。13節委託料のシステム改修123万2,000円につきましては、介護保険システムの改修費97万2,000円と、マイナンバー制度に伴いますシステム改修費26万円でございます。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業271万1,000円につきましては、介護予防・生活支援サービス事業利用者の増によるものでございます。

続きまして、議案第96号「平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金13万6,000円の減額は、会計間の職員異動等によるものです。

次のページ、12ページ、13ページをお開きください。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費13万6,000円の減額は、会計間の職員異動等による2節給与、3節職員手当と4節共済費のそれぞれの減額です。

以上です。

○議長【津野田重一君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、議案第97号「平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まず歳入でございますが、第3款第1項1目公共下水道補助金につきましては、事業内容の変更による振りかえでございます。

次に、第4款第1項1目一般会計繰入金615万8,000円の増額につきましては、人件費や公共ます設置工事費など、町単独事業の増額によるものでございます。

次に、第7款第1項1目公共下水道事業債2,120万円の減額、並びに3目特定環境保全公共下水道事業債1,070万円の増額につきましては、この後、歳出で詳細を説明いたしますが、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、それぞれの事業内容を一部見直したことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

12、13ページをお開きください。

第1款第1項1目一般管理費、4節共済費7万9,000円の増額、並びに第2款公共下水道費、第1項2目公共下水道費、4節共済費の7万9,000円の増額につきましては、会計間の異動によるものでございます。次に13節委託料1,250万円の減額は、武名瀬川第三排水区第二雨水幹線の水路改修詳細設計において、一部、境界確認の未確定により次年度以降に先送りするものでございます。

次に、15節工事請負費500万円の増額は、公共汚水ますの設置に際し、県道の取り出し件数が例年を上回ったことにより、舗装復旧費用に不足が生じることによるものでございます。次に、17節公有財産購入費2,070万円の減額は、公有財産購入費の確定見込みによるものでございます。

次に、3目特定環境保全公共下水道費、15節工事請負費2,370万円の増額は、公共下水道費の公有財産購入費の減額する補助事業分を、管布設工事や路面復旧工事として振りかえるものでございます。

続きまして、ページを戻りますが、6ページをお開きください。

第2表、地方債補正についてご説明いたします。

1の公共下水道事業の補正前の限度額1億3,030万円を、補正後の限度額1億910万円に、並びに、3、特定環境保全公共下水道事業の補正前の限度額1億1,220万円を、補正後の限度額1億2,290万円に、それぞれ事業費の確定見込みにより変更するものでございます。

以上で、平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、説明を終わります。

続きまして、議案第98号「平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

歳入でございますが、第3款第1項1目一般会計繰入金962万1,000円の減額につきましては、繰越金の確定に伴うものでございます。

次に、第4款第1項1目繰越金751万3,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定によるものでございます。

12、13ページをお開きください。

歳出では、第1款第1項1目一般管理費、2節給料123万3,000円の減額、ほか職員手当、共

済費の減額は、会計間の異動等によるものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第99号「平成29年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

まずは、上段の収益的支出でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、2目配水及び給水費、2節手当30万円の増額、並びに3節法定福利費4万円の増額は、会計間の異動等によるものでございます。

次に、下段の資本的支出でございますが、第1款水道事業支出、第1項建設改良費、1目水道事業施設整備費、2節手当22万3,000円の増額は、会計間の異動等によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 一般会計のほうでは、補正予算の説明が、各款項目に入る前に、補正予算給与明細書という部分で総務課長の説明がありましたが、特別会計のほうでは、補正予算給与明細書の説明がなかったものですからお伺いするわけですけども、第95号の補正予算書の14、15ページについて、これ、補正予算給与明細書、ここ説明がなかったものですから、お聞きしたいと思いますけども、そのうち時間外勤務手当、これ、補正前が130万で、比較増減で240万円の増額ということで、当初の130万円より倍近い金額が補正されて370万円ということになっておりますが、これはどのような理由からこのようになったのか。それと、昨年度の決算金額はどの程度だったのかということで、予算金額ですね、どの程度だったのかということでお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 志鳥議員のご質問のありました議案第98号、上三川町介護保険事業特別会計補正予算書、14、15ページのほうの給与の明細書の時間外の部分でございますが、これにつきましては、今年度、年度前半におきまして介護保険の対象者の中で、保護を必要とする、まあ、虐待ということではないんですけども、90歳以上のお母さんと70歳以上の娘さんの家庭のほうの、お母さんが指示をすることにより娘さんのほうが生活ができていたんですけども、そのお母さんが亡くなったことによって娘さんのほうの保護等が必要となりまして、そちらの措置、成年後見人制度等の手続、地元との話し合い等に時間を要しまして、その関係で時間外手当のほうが今年度、たくさん膨らんだことにより今回、補正を見込みました。並びに、今年度後半においては新たな事業の取り組みも必要になりますので、その関係から、この時間外手当についての増額のほうを見込んだところで。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今の説明で了解いたしましたけども、質問に入る前に私は、職員構成の異動、会計間の異動等によるということで、この介護関係に携わる職員の数が増えたのかなというふうに思っていたんですけども、そういうわけじゃなかったということですね。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 説明が不足したことは申しわけございませんでした。職員増等による部分もありますが、時間外については先ほどの説明のとおりでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第93号「平成29年度上三川町一般会計補正予算(第5号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号「平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号「平成29年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号「平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号「平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号「平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号「平成29年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第79号から議案第92号までについては、12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、議案第79号から議案第92号までについては、12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午前11時44分 散会